

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和5（2023）年3月1日（水）  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時30分  
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部長（書記長）	深谷正浩	総務課副主幹（書記）	林航平
総務部次長（書記）	小野田浩司	総務課主任主査（書記）	窪田大輔
総務部副参事（書記）	服部誠	総務課主事（書記）	倉内菜穂

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録（令和5（2023）年3月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（3月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(2) 令和5（2023）年4月9日執行 愛知県議会議員一般選挙選挙長、選挙長職務代理者について

(3) みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします</p>
小野田書記	<p>続きまして、鈴木委員長よりご挨拶をお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>&lt;挨拶&gt;</p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題1 選挙人名簿定時登録（令和5年3月）について、事務局より説明をお願いします。</p>
倉内書記	<p>議題1 選挙人名簿定時登録（令和5年3月）について事務局より説明いたします。資料の1ページをご覧ください。こちらは令和5年3月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日及び登録日は、令和5年3月1日（水）、本日となります。2 登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、本日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和4年12月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和4年11月1日から令和5年2月28日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。3 抹消者については、（1）から（3）までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和4年10月31日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。4 その他「転出者」で表示される者とは、令和4年11月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の（2）住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。</p>

	<p>続きまして2ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和5年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,899人、女23,737人であり、合計48,636人となります。ページをめくっていただき、以下、3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは前回の選挙時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、5ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。3月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男20人、女15人、合計36人となります。ページをめくっていただき、7ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。</p> <p>続きまして、8ページをご覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は973となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。次のページをご覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,212人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説明となります。</p>
鈴木委員長	<p>ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題1 選挙人名簿定時登録（令和5年3月）について、ご異議ございませんか。</p>
鈴木委員長	<p>&lt;異議無しの声&gt;</p> <p>ご異議ないようですので、議題1については、承認されたものいたします。</p>
鈴木委員長	<p>続きまして、議題2 令和5年4月9日執行 愛知県議会議員一般選挙選挙長、選挙長職務代理者について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>窪田書記</p>	<p>議題2 令和5年4月9日執行 愛知県議会議員一般選挙選挙長、選挙長職務代理人について、ご説明させていただきます。令和5年4月9日執行の愛知県議会議員一般選挙につきましては、県内を各選挙区に割りまして、それぞれに選挙長をたてて執行されることとなります。その選挙長、選挙長の執務場所、選挙立会人のくじを行う場所、選挙会の日時場所等について、本日示させていただきました。選挙長につきましては鈴木委員長、選挙長職務代理人に深谷職務代理人にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それから、選挙長の執務場所及び選挙立会人のくじを行う場所につきましてはみよし市役所とし、くじを行う日時につきましては令和5年4月7日午前10時、選挙会の日時と場所につきましては、有投票の場合には令和5年4月9日、開票事務と併せて三好公園総合体育館で行い、無投票の場合につきましては、令和5年4月10日午前10時にみよし市役所内研修室にて行うこととします。本日、選挙長とその職務代理人につきましては、鈴木委員長と深谷職務代理人にご了承いただき、会議終了後に愛知県選挙管理委員会委員長宛ての承諾書にご署名いただきたいと考えております。また、この旨を愛知県選挙管理委員会へ報告させていただきます。愛知県選挙管理委員会によってこれらの内容を告示させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いたします。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題2 令和5年4月9日執行 愛知県議会議員一般選挙選挙長、選挙長職務代理人について、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無しの声&gt;</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>ご異議ないようですので、議題2については、承認されたものいたします。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>続きまして、議題3 みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律の施行規程の制定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>倉内書記</p>	<p>議題3のみよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定につきまして、説明させていただきます。資料11ページ</p>

をご覧ください。まず、現在、みよし市選挙管理委員会が保有する個人情報につきましては、「みよし市個人情報保護条例」と12ページにあります「みよし市選挙管理委員会個人情報保護規程」において市長が定める「みよし市個人情報保護条例施行規則」の例によるとし、市長部局と同様の取り扱いをしております。このように、地方自治体の個人情報保護制度につきましては、これまでは地方自治体は、地方自治体ごとに定めた条例等に基づいて運用しており、また、国や民間事業者もそれぞれ別の法律に基づいて運用しておりました。それが、個人情報保護制度の見直しが行われ、まず、この令和4年度に、国や民間事業者それぞれに定められていた法律が「個人情報の保護に関する法律」に1本化されました。そして、令和5年度からは、1本化された「個人情報の保護に関する法律」の適用対象に地方自治体も加わり、この法律に基づき、全国一律に個人情報保護制度を運用することとなりました。そのため、みよし市においては、現行の「みよし市個人情報保護条例」は、その役割を終えたため、廃止することとし、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するため、本日開会の令和5年第1回みよし市議会定例会に条例制定議案を提案しております。

趣旨ですが、今回、みよし市個人情報保護条例を廃止することとなりましたので、条例に基づいて選挙管理委員会が保有する個人情報の取扱いについて定めていた、現在の選挙管理委員会の規程についても廃止することとします。ただ、法律と新たな条例の規定に基づき、選挙管理委員会が規程で定める事項が引き続きございますので、法律と新条例に基づく新たな選挙管理委員会規程として、この規程を制定することとしております。

内容ですが、規程で定める事項としましては、参考の表に記載しておりますが、市全体で取扱いを統一するために、個別に定めるのではなく、これまでと同様に、市長が定める規則の例による。としております。施行期日につきましては、令和5年度から新制度での運用が始まりますので、令和5年4月1日としております。以上、説明とさせていただきます。

鈴木委員長

ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いします。

鈴木委員長

それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題3 みよし市選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について、ご異議ございませんか。

<異議無しの声>

鈴木委員長

ご異議ないようですので、議題3は、承認されたものといたします。続きまして、3 その他について、書記より説明をお願いします。

窪田書記

3 その他 統一地方選挙の日程について、説明させていただきます。愛知県知事選挙時登録の際にも説明させていただきましたが、期日が近づいてまいりましたので、愛知県議会議員一般選挙の日程について改めてご案内させていただきます。まず、3月30日午後3時から、選挙時登録のための選挙管理委員会、翌日3月31日は立候補届出のための受付事務がございます。午前8時30分から受付を開始しますので、午前8時15分に御参集をお願いします。その後、立候補届出の受付が終了した午後5時50分から候補者の氏名掲示の掲載順のくじを行います。なお、午後5時時点で立候補者が1名だった場合、参集いただく必要はありませんので、くじが中止となった場合は事務局からご連絡させていただきます。4月1日から4月8日までの8日間、期日前投票が行われます。こちらの投票立会人についても、みなさまにご協力いただきますが、本日配布いたしました日程表にご協力いただける日程の記入をお願いします。4月7日に選挙立会人のくじを行います。立会人の数が10人を超えなければ行わないものですので、開催しない場合は事務局からご連絡させていただきます。4月9日は投開票日でございます。午前10時から明るい選挙推進協議会との合同会議を開催します。次に、午後7時45分に御参集いただき、午後9時10分から開票作業、開票作業終了後に選挙会を考えておりますので、よろしくをお願いします。

なお、無投票となった場合は、4月9日の合同会議、開票作業及び選挙会を行わず、翌日の4月10日午前10時から選挙会のみ実施する予定となります。愛知県議会議員一般選挙の日程について、説明は以上となります。なお、みよし市議会議員一般選挙については、3月20日午後1時30分から、市役所3階研修室にて立候補予定者説明会を予定しておりますので、委員の皆様は15分程度前に御参集をお願いします。以降の日程については、次回の選挙管理委員会でお伝えさせていただきます。以上で説明とさせていただきます。

三井委員

3月31日は、立候補者の届出に立ち会い、立候補届出がない場合は、そのまま待機ということですか。

窪田書記	立候補届出の開始に立ち会っていただき、その後は解散しますが、立候補届出があった場合のため、連絡はとれるようにしておいていただきたいです。委員長は、午後5時の立候補届出終了の際もご出席をお願いします。
鈴木委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
鈴木委員長	それでは、ご質問等他になれば、本日の選挙管理委員会を終了します。本日はご苦勞様でした。